

# 山梨県公報

第二千七百七十九号

平成三十年

三月二十九日

木曜日

## 目次

### 告示

○山梨県地域保健医療計画の変更……………一三一

○山梨県産業技術センター諸収入条例別表の規定による知事の定める額の一部改正……………一二二

○家畜伝染病の発生……………一二四

○行政区域の境界に係る道路の管理に関する協定……………一二四

○道路の区域変更(七件)……………一二四

○道路の供用開始(二件)……………一二六

○平成三十年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等……………一二七

### 公告

○指定施設要件変更保安林の所在不分明通知……………一三三

○国土調査の成果の認証……………一三三

○県営土地改良事業の工事の完了……………一三三

○車両制限令第三条第一項第三号に定める道路の指定及び同令第十条第一項に定める通行方法……………一三三

○土地区画整理組合の事業計画の変更認可……………一三四

○開発行為及び公共施設に関する工事の完了について……………一三四

○開発行為に関する工事の完了について……………一三四

### 教育委員会

○山梨県学校職員給料支給規則の一部を改正する規則……………一三五

### 人事委員会

○人事記録に関する規則の一部を改正する規則……………一三五

○山梨県職員の留学費用の償還に関する規則の一部を改正する規則……………一三五

○管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則……………一三五

### 公安委員会

○山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則……………一三六

○山梨県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則……………一三六

○山梨県銃砲刀剣類所持等取締法第四条の三第二項及び第十二条の三の診断を行う医師の指定に関する規則の一部を改正する規則……………一五九

## 告示

### 山梨県告示第九十八号

医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の六の規定により山梨県地域保健医療計画を次のとおり変更したので、同法第三十条の四第十六項の規定により告示する。この計画は、山梨県福祉保健部医務課、各保健所及び各地域県民センターにおいて一般の縦覧に供する。  
平成三十年三月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

### 一 計画の基本的事項

1 計画策定の趣旨 効率的かつ質の高い医療提供体制、地域包括ケアシステムの構築を通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、平成二十六年に医療法が改正され、都道府県は医療計画の一部として地域医療構想を策定することとされた。これを受けて平成二十八年五月に策定した「山梨県地域医療構想」の趣旨を踏まえ、医療機能の分化・連携により、急性期、回復期、慢性期から在宅療養に至るまで、地域全体で切れ目なく必要な医療が提供されるよう、本県の実情に即して現行計画の見直しを行い、新たな「山梨県地域保健医療計画」を策定した。

2 基本理念 県民全てが、生涯にわたって健やかで安心して暮らしていくことができる社会を目指し、自主的な健康づくりへの支援、地域保健医療の総合的な体制整備に取り組む。

3 計画の位置づけ この計画は、医療法に定める医療計画であり、地域の実情に応じて、医療提供体制の確保を図ることを目的としている。介護保険事業支援計画(健康長寿やまなしプラン)、健康増進計画(健やか山梨21)、がん対策推進計画及び医療費適正化計画等との調和を図った計画である。

4 計画の期間と中間見直し 平成三十年度を初年度とし、平成三十五年度を目標年度とする六箇年計画である。在宅医療その他の必要な事項については、三年ごとに調査、分析及び評価を行い、必要がある場合には、本計画を変更する。

### 二 計画の概要

#### 1 医療圏

- (1) 一次医療圏 原則として市町村を単位とする区域とする。
- (2) 二次医療圏 次のとおりとする。

医療圏名	構成市町村
中北医療圏	甲府市 韮崎市 南アルプス市 北杜市 甲斐市 中央市 昭和町
峡東医療圏	山梨市 笛吹市 甲州市
峡南医療圏	市川三郷町 早川町 身延町 南部町 富士川町
富士・東部医療圏	富士吉田市 都留市 大月市 上野原市 道志村 西桂町 忍野村 山中湖村 鳴沢村 富士河口湖町 小菅村 丹波山村

2 (3) 三次医療圏 山梨県全域とする。  
基準病床数

療養病床 一般病床	二次医療圏				基準病床数	既存病床数
	中北医療圏	峡東医療圏	峡南医療圏	富士・東部医療圏		
	三、八三六	一、四九二	一七四	七九一		
合計	六、二九三	八、三二二	一、一三六	二、〇二一	四、六一〇	五四五
三次医療圏	県全域				一、九一八	二、三〇八
結核病床	一六	二八	二〇	二八	二八	二八
感染症病床						
精神病床						

備考 既存病床数については、平成三十年一月三十一日現在

- 3 人材の確保と資質の向上 医師、歯科医師、薬剤師、看護職員等の医療従事者の確保に引き続き努める。
- 4 地域医療提供体制の整備
  - (1) 県民に対する医療情報の提供を推進する等、住民及び患者の立場に立った医療提供体制を整備する。
  - (2) 地域の医療ニーズに対応し、患者が病状に応じて適切な医療を将来にわたり持続的に受けられる体制を構築するため、医療機関の自主的な取組と医療機関相互の協議により病床の機能分化・連携が推進されるよう、必要な支援を行う。
- 5 疾病・事業ごとの保健医療の連携体制
  - (1) がん、脳卒中、心筋梗塞等の心血管疾患、糖尿病及び精神疾患の予防対策を推進するとともに、これらの疾病に係る医療連携体制を整備する。
  - (2) 救急医療、災害時における医療、へき地の医療、周産期医療及び小児医療（小児救急医療を含む。）の充実を図る。
  - (3) 住み慣れた生活の場において医療が受けられるよう、在宅医療について地域の実情にあつた体制を整備する。
- 6 保健・医療・福祉の総合的な取組 健康づくり、高齢者保健福祉、障害者保健福祉等の充実を図る。
- 7 計画の推進方策と進行政管理 計画の内容を、県民をはじめ市町村、保健・医療・福祉関係者に周知するとともに、関係機関等との連携を強化し計画を推進する。また、山梨県医療審議会等において、毎年度、本計画に盛り込まれた目標の達成状況について分析及び評価を行い、必要があると認めるときは計画を見直す。

**山梨県告示第九十九号**

山梨県産業技術センター諸収入条例別表の規定による知事の定める額（昭和六十一年山梨県告示第百十六号）の一部を次のように改正し、平成三十年四月一日から適用する。

平成三十年三月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

1の表その他の機械器具又は設備の項を削る。

繊維（ニット）製品及	その他 の試験	1視野	顕微鏡試験（倒立顕 微鏡による像観察）	830円
------------	------------	-----	------------------------	------

その原材料は除く。)	その他	1件	エネルギー分散型微小部蛍光エックス線分析装置による定性分析	3, 470円
	貴金属及び宝飾石			
素材、機械、電子及び化学	材料試験(表面分析試験)	1試料	表面分析 深さ方向分析	16, 390円 29, 510円
	エックス線回折試験	1試料	エックス線回折装置による分析 定性分析 応力測定	2, 330円 5, 720円 7, 800円
2の表中	電子顕微鏡試験(電子顕微鏡(E P M A )による面線定性分析)	1試料 複成分		19, 810円 24, 760円
	化学試験(I C P 発)	1測定	測定波長領域 190nm~800nm	6, 420円

※

光分光法による定量分析)	120nm~800nm	8, 750円	
	その他 その試験	1件	全焦点3D表面形状測定機による測定
	1件	全焦点3D表面形状測定機によるつなぎ合わせ測定	6, 910円
	1件	機器分析(ガスクロマトグラフ質量分析計による測定)	19, 830円

素材、機械、電子及び化学	材料試験(表面分析試験)	1試料	表面分析 深さ方向分析	16, 390円 29, 510円
	エックス線回折試験	1試料	エックス線回折装置による分析 定性分析 応力測定	2, 330円 5, 720円 7, 800円
	電子顕微鏡試験(電子顕微鏡(E P M A )による面線定性分析)	1試料 複成分		19, 810円 24, 760円

1131

PMMA)による面皰定性分析)			
化学試験(I C P発光分光法による定量分析)	I測定	測定波長領域 190nm~800nm 120nm~800nm	6, 420H 8, 750H

山梨県告示第百号

家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第百六十六号)第十三条第一項の規定により、次のとおり家畜伝染病の発生の届出があった。

平成三十年三月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患者又は疑似患者の区分	発生頭数	発生場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患者	一	北杜市	平成三十年三月二十日

山梨県告示第百一号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十九条第一項の規定により、行政区域の境界に係る道路の管理に関する協定を次のとおり締結したので告示する。

平成三十年三月二十九日

一 協定の内容

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	位	置	管理工作物	管理者
県道	茅野北杜葎崎線	長野県諏訪郡富士見町境字甲六	山梨県北杜市小沢四一四九番一	甲六橋	山梨県知事
県道	北杜富士見線	山梨県北杜市小淵沢町字松木平	長野県諏訪郡富士見町落合字加藤村二三四番四	甲六橋	山梨県知事
一般国道	百四十一号	山梨県北杜市高根町清里字念場	長野県南佐久郡南牧村大字野辺	新大門川橋	長野県知事
		山梨県北杜市小淵沢町字大平一	山梨県北杜市小淵沢町字大平一		
		山梨県北杜市高根町清里字念場	山梨県北杜市高根町清里字念場		
		山梨県北杜市高根町清里字念場	山梨県北杜市高根町清里字念場		

山梨県告示第百二号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成三十年四月十九日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

一 道路の種類

二 路線名 台ヶ原長坂線

区	間	旧	新	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
北杜市白州町台ヶ原字上法坂二二三四番三	北杜市白州町花水字本村一三九〇番一	九・五	五・一	九〇・九	一六四・〇
北杜市白州町花水字本村一三九〇番一	北杜市白州町花水字本村一三九〇番一	九・五	五・一	九〇・九	一六四・〇

新	九三・三	
旧	九・五 四六・二	一五五・五

四 区域変更の期日 平成三十年四月一日

**山梨県告示第百三十三号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成三十年四月十九日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十九日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 折門古関線
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)		延長 (メートル)
	新	旧	
南巨摩郡身延町根子字夏作三八三番一地从先から南巨摩郡身延町根子字南坂四二六一番一地从先まで	八・二 三一・〇	四・八 一一・一	二五六・一
	八・二 三一・〇	八・二 三一・〇	二〇九・三
	八・二 三一・〇		二〇九・三

四 区域変更の期日 平成三十年四月一日

**山梨県告示第百四十四号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡南建設事務所において、この告示の日から平成三十年四月十九日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十九日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 折門古関線

三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)		延長 (メートル)
	新	旧	
南巨摩郡身延町根子字山伏屋敷三五七六番一地从先から南巨摩郡身延町根子字馬門三三七一番一地从先まで	八・二 二四・四	四・八 二七・二	一四八・二
	八・二 三三・三	八・二 三三・三	一一一・五
	八・二 二四・四		一一一・五

四 区域変更の期日 平成三十年四月一日

**山梨県告示第百五十五号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成三十年四月十九日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十九日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 上野原あきる野線
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)		延長 (メートル)
	新	旧	
上野原市桐原字小桐原一一四一番一地从先から上野原市桐原字小桐原一一二番一地从先まで	一〇・五 三八・四	五・四 二九・〇	一八九・〇
	一一・〇 六〇・二	一一・〇 六〇・二	一五一・三
	一〇・五 三八・四		一五一・三

四 区域変更の期日 平成三十年四月一日

**山梨県告示第百六十六号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成三十年四月十九日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十九日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 四日市場上野原線
- 三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
上野原市鶴島字柿ノタハ四四六三番地先から 上野原市鶴島字飯米場四五〇五番六地先まで			一一・六 一九〇・四	三七八・四
上野原市鶴島字柿ノタハ四四六三番地先から 上野原市鶴島字飯米場四五〇五番六地先まで			三・〇 九一・四	一九八・一
上野原市鶴島字飯米場四四八六番九地先から 上野原市鶴島字飯米場四五〇五番五地先まで			六・一 三九・一	一一一・四
上野原市鶴島字柿ノタハ四四六三番地先から 上野原市鶴島字飯米場四五〇五番六地先まで	新		一一・六 一四四・八	三七八・四
上野原市鶴島字柿ノタハ四四六三番地先から 上野原市鶴島字柿ノタハ四四〇五番一地先まで		新	二・五 九〇・八	九三・五

四 区域変更の期日 平成三十年四月一日

**山梨県告示第七七号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成三十年四月十九日まで

一般の縦覧に供する。  
平成三十年三月二十九日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 四日市場上野原線
- 三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
上野原市新田字篠久保六三九番一地先から 上野原市新田字篠久保六六一番一地先まで			一四・五 三九・〇	六四・四
	新		一一・七 一六・二	六四・四

四 区域変更の期日 平成三十年四月一日

**山梨県告示第八八号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成三十年四月十九日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十九日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 新田松留線
- 三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	新	旧		
上野原市新田字篠久保六四五番一地先から 上野原市新田字川井田七三六番一地先まで			九・三 一四・八	八七・九
上野原市新田字篠久保六四五番一地先から 上野原市新田字川井田七三六番一地先まで	新		一三・二 一六・二	七七・三

四 区域変更の期日 平成三十年四月一日

**山梨県告示第九九号**

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成三十年四月十九日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区	延（メートル）長	供用開始の期日
県道	四日市場上野原線	上野原市鶴島字柿ノタハ四四六 三番地先から 上野原市鶴島字柿ノタハ四四〇 五番一地主まで	九三・五	平成三十年四月一日

山梨県告示第百十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県土木整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成三十年四月十九日まで一般の縦覧に供する。

平成三十年三月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区	延（メートル）長	供用開始の期日
県道	新田松留線	上野原市新田字篠久保六四五番 一地主から 上野原市新田字川井田七三六番 一地主まで	七七・三	平成三十年四月一日

山梨県告示第百十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号。以下「令」という。）第六十七条の五第一項の規定に基づき、平成三十年度において県が発注する物品の購入、製造の請負その他の契約（建設工事の請負、建設工事に係る測量、調査、設計及び監理の委託並びに土木施設（道路、河川、公園、下水道施設その他別に定める施設をいう。）の維持管理業務についての契約を除く。）に係る競争入札のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）の規定が適用

される調達契約に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格等について次のとおり定め、平成三十年四月一日から適用する。  
平成三十年三月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 競争入札に参加することができる者 競争入札に参加することができる者は、次のいずれにも該当しない者で、競争入札の参加資格に関する審査（以下「資格審査」という。）を受け、資格を有すると認められたものとする。
  - 1 令第六十七条の四第一項各号のいずれかに該当する者
  - 2 令第六十七条の四第二項の規定により競争入札に参加させないこととされた者であつて、同項の規定により定められた期間を経過していないもの
  - 3 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員であるもの（令第六十七条の四第一項第三号に該当する者を除く。）
  - 4 営業に關し許可、認可等が必要とされる場合において、これらを受けていない者
  - 5 資格審査の申請を行う日の属する月の初日において引き続き二年以上営業を営んでいない者
- 二 資格審査の申請の方法
  - 1 資格審査を受けようとする者は、物品等競争入札参加資格審査申請書（第一号様式）（以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添付して、知事に提出しなければならぬ。
    - (一) 営業経歴書（第二号様式）
    - (二) 法人の登記事項証明書（法人の場合）
    - (三) 身分証明書（個人の場合）
    - (四) 印鑑証明書
    - (五) 財務諸表（法人にあつては申請書提出日の直前の貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては申請書提出日の直前に提出した所得税確定申告書の写し）
    - (六) 納税証明書（申請書提出日直前の全ての県税及び消費税に係るもの）
    - (七) 契約に關し営業所等に権限が委任されている場合は、その委任状
    - (八) 営業に關し許可、認可等が必要とされる場合は、それを証明する書面
    - (九) 役員等名簿（第三号様式）
    - (十) 誓約書（第四号様式）
  - 2 資格審査の申請に係る様式は、山梨県出納局管理課（郵便番号四〇〇一八五〇一 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号 電話〇五五―二二三―一三九五）にあらかじ

め連絡の上請求すること。

3 申請書及び添付書類は、2に掲げる場所にあらかじめ連絡の上持参すること。

4 申請書及び添付書類は、日本語で作成しなければならない。

三 資格の有効期限 資格の有効期限は、資格を認定した日から平成三十一年三月三十一日までとする。

四 変更等の届出 申請書の提出後に、次に掲げる事項に変更があったとき又は営業を休止し、若しくは廃止したときは、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。

1 商号又は名称

2 代表者、役員又は代理人

3 所在地又は住所

4 印鑑

5 その他営業に関し重要な事項

五 資格の取消し 知事は、資格を有すると認められた者が次のいずれかに該当するときは、当該資格を取り消すことができる。

1 一 1から5までのいずれかに該当することとなったとき。

2 申請書又はその添付書類に故意に虚偽の記載をしたとき。

六 資格の有効期間の更新手続 県において競争入札が見込まれる年度に競争入札に参加する者に必要な資格等について公示するので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

七 その他 この告示の施行の際、現に物品等に係る競争入札に参加する者に必要な資格等（平成十四年山梨県告示第六十四号）に基づき資格を有する者は、この告示の施行の日から平成三十一年三月三十一日までの間（当該資格が効力を有する間に限る。）は、この告示に基づく資格を有する者とみなす。



第1号様式

物品等競争入札参加資格審査申請書

平成 年 月 日

山梨県知事 殿

申請者 所在地又は住所  
商号又は名称  
代表者氏名 印

平成 年度において山梨県が発注する物品の購入、製造の請負その他の契約（建設工事の請負、建設工事に係る測量、調査、設計及び監理の委託並びに土木施設（道路、河川、公園、下水道施設その他別に定める施設をいう。）の維持管理業務についての契約を除く。）に係る競争入札の参加資格に関する審査を申請します。

なお、この申請書及び添付書類のすべての記載事項は事実と相違ないこと及び当該事項に変更が生じた場合には速やかに届け出ることを誓約します。

添付書類

- 1 営業経歴書（第2号様式）
- 2 法人の登記事項証明書（法人の場合）
- 3 身分証明書（個人の場合）
- 4 印鑑証明書
- 5 財務諸表（法人にあつては申請書提出日の直前の貸借対照表及び損益計算書、個人にあつては申請書提出日の直前に提出した所得税確定申告書の写し）
- 6 納税証明書（申請書提出日の直前の県税及び消費税に係るもの）
- 7 契約に関し、営業所等に権限が委任されている場合はその委任状
- 8 営業に関し、許可、認可等が必要とされる場合はそれを証する書面
- 9 役員等名簿（第3号様式）
- 10 誓約書（第4号様式）
- 11 口座振替依頼書
- 12 返信用封筒（82円切手を貼付し、返信先を担当部署・担当者まで記載）

営 業 経 歴 書

※業種区分

① フリガナ 商号又は名称		② フリガナ 代表者 氏名		③ 代表者印	
④ 本社(本店)		〒□□□-□□□□		電話 ( ) FAX ( ) メールアドレス ホームページURL	
⑤ 契約委任先		住所 〒□□□-□□□□		電話 ( ) FAX ( )	
名称		氏名			
⑥ 取引希望種目	物品取引希望種目		役務取引希望種目		役務許認可の有無
	第1希望		第1希望		
	第2希望		第2希望		
	第3希望		第3希望		
	第4希望		第4希望		
	第5希望		第5希望		
第6希望		第6希望			
⑦ 営業又は種目取扱い品名		⑧ 営業担当者		部署名 フリガナ 職氏名 電話 ( ) fax ( ) メールアドレス	
		⑨ 契約使用印鑑(印影)		⑩ 消費税法に規定する課税・免税業者の別 課税業者 免税業者	
⑪ 経営の規模	⑪ 自己資本の額		法人		資本合計 円
	個人		元入金 円		うち資本金 円
		前年利益 円		事業主借 円	
		事業主貸 円		イ+ロ+ハ-ニ 計 円	
⑫ 機械設備の額		機械装置類 円		車両運搬具類 円	
		工具器具備品類 円		計 円	
⑬ 営業年数		創業 年 月 日		現組織へ変更 年 月 日	
		通算営業年数 年 月 日		県との取引開始年 年	
		⑭ 従業員数 人			
⑮ 決算状況	製造販売等実績高(直近の決算期)		自 年 月 日		流動比率
			至 年 月 日		流動資産 _____ = _____ = %
	総売上		製造 円		流動負債 _____
			物品 円		
			役務 円		
		合計 円			
		上記のうち県との取引額 円			
⑯ 主要契約納品先	国及び地方公共団体(過去2年分)		⑰ 機械設備		機種
	その他一般(過去2年分)				性能
					台数
取引金融機関					



第4号様式

誓 約 書

私は、下記の事項について誓約します。

また、これらの事項に反する場合、契約の解除等、県が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

なお、2について県が必要な場合には、山梨県警察本部に照会することを承諾し、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

1 私は、次のいずれにも該当しません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
- (2) 次のいずれかに該当すると認められたために令第167条の4第2項の規定により一般競争入札に参加させないとされた者であって同項の規定により定められた期間を経過していないもの及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者
  - ア 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物品の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
  - イ 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた者又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合した者
  - ウ 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げた者
  - エ 地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げた者
  - オ 正当な理由がなくて契約を履行しなかった者
  - カ 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行った者
  - キ アからカまでのいずれかに該当すると認められたために令第167条の4第2項の規定により一般競争入札に参加させないとされた者であって同項の規定により定められた期間を経過していないものを契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用した者

2 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者ではありません。また、次の(2)から(6)に掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人ではありません。

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- (4) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
- (5) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者

平成 年 月 日

山梨県知事 殿

〔 法人、団体にあつては事務所所在地 〕

住 所

〔 法人、団体にあつては法人・団体名、代表者名 〕

(ふりがな)  
氏 名

印

生年月日 (明治・大正・昭和・平成) 年 月 日

# 公 告

● 指定施業要件変更保安林の所在不分明通知  
 森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する第三十三  
 条第三項の規定による通知の相手方の所在が不分明なため、同法第百八十九条の規定  
 により、通知の内容を北杜市役所に掲示したので、その要旨を次のとおり公告する。

平成三十年三月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定施業要件変更保安林の所在場所及び通知の相手方

指定施業要件変更保安林の所在場所	通知の相手方
北杜市白州町白須字大原八四七四の二	安田壽
北杜市白州町白須字大原八四七四の五、八四七五の四	安田壽、仁田坂和夫
北杜市白州町白須字竹花六八四三の一、六八四三の二、六八四三の五	三山恵子
北杜市白州町白須字雑木七八二六の二	山田武兵衛
北杜市白州町白須字大原八三七一	埴原又左エ門
北杜市白州町白須字大原八四七四の四	仁田坂和夫
北杜市白州町白須字竹花六八四〇の二	池田美子

二 保安林として指定された目的 水害の防備  
 三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る  
 市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

四 保安林の指定施業要件変更の告示 平成三十年三月八日山梨県告示第五十九号  
 「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び北杜市役所に備え置いて  
 縦覧に供する。

● 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、次のと  
 り国土調査の成果を認証した。  
 平成三十年三月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 調査を行った者の名称 甲斐市
- 二 調査を行った時期 平成二十四年五月七日から平成二十五年十月十八日まで
- 三 成果の名称 地籍図及び地籍簿
- 四 調査を行った地域 甲斐市神戸及び上芦沢の各一部
- 五 認証年月日 平成三十年三月二十三日

● 県営土地改良事業の工事の完了

県営土地改良事業（柳川地区中山間地域総合農地防災事業）の工事は、平成三十年三  
 月十九日をもって完了した。  
 平成三十年三月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

● 車両制限令第三条第一項第三号に定める道路の指定及び同令第十条第一項に定める  
 通行方法

車両制限令（昭和三十六年政令第二百六十五号）第三条第一項第三号の規定に基づき、  
 通行する車両の高さの最高限度が四・一メートルである道路を次のとおり指定し、併せ  
 て、同令第十条第一項の規定に基づき、当該道路を通行する高さ三・八メートルを超  
 え四・一メートル以下の車両の通行方法を次のとおり定める。

平成三十年三月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

一 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間

県道 葦崎昇仙峡線	葦崎市本町一丁目二〇三六番二地先から 甲府市御岳町字上村二二六八番四地先まで
県道 茅野北杜葦崎線	北杜市小淵沢町字上長谷沢四〇四八番一地先から 葦崎市藤井町北下条字堂坂上二二一九番地先まで
県道 茅野北杜葦崎線	葦崎市水神二丁目五〇六八番地先から 葦崎市本町一丁目二〇三六番二地先まで
県道 甲府笛吹線	甲府市太田町二五三番地先から 笛吹市八代町南字養老子八三九番二地先まで
県道 甲府市川三郷線	甲府市中央一丁目四番地先から 西八代郡市川三郷町市川大門字八乙女一八〇一番二地先まで
県道 甲府市川三郷線	甲府市国母七丁目一〇〇〇番一地先から 中央市白井阿原字村西一五一二番五地先まで

二 指定する期日 平成三十年四月一日  
三 通行方法 一の道路を通行する高さが三・八メートルを超え四・一メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

1 走行位置の指定 トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限度を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に入入りするためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

2 後方警戒措置 後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法〇・二三メートル以上かつ縦寸法〇・一二メートル以上又は横寸法〇・一二メートル以上かつ縦寸法〇・二三メートル以上の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

3 道路情報の収集 道路の状況は、工事の実施等により変化することがあるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認の上走行すること。

● 土地区画整理組合の事業計画の変更認可  
土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第三十九条第一項の規定により、次のとおり事業計画の変更を認可した。

平成三十年三月二十九日

山梨県知事 後 藤 斎

- 一 組合の名称 市川三郷町富士川町山王土地区画整理組合
- 二 事業施行期間 平成二十五年七月二十五日から平成三十年三月三十一日まで
- 三 施行地区 西八代郡市川三郷町大字黒沢字山王の一部及び南巨摩郡富士川町大字駅前通二丁目字沢ノ戸の一部
- 四 事務所の所在地 西八代郡市川三郷町市川大門千七百九十番地三 市川三郷町役場内
- 五 設立認可の年月日 平成二十五年七月二十五日
- 六 変更後の事業施行期間 平成二十五年七月二十五日から平成三十一年三月三十一日まで
- 七 変更認可の年月日 平成三十年三月二十二日

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、完了した。

平成三十年三月二十九日 山梨県知事 後 藤 斎

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 都留市つる一丁目七百十六番九、七百二十四番五、七百二十七番一、七百二十七番十一、七百二十七番十三、七百二十八番一、七百三十番十、七百三十三番一、七百三十三番二、七百三十三番三、七百三十三番四、七百三十四番一、七百三十四番二、七百三十四番三、七百四十番一及び七百四十一番二の区域
- 二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
水路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を富士・東部建設事務所及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。）

- 三 開発許可を受けた者の住所及び氏名 都留市鹿留千三百六十六番地 WAYSリゾートホテル株式会社 代表取締役 渡辺幸吉

● 開発行為に関する工事の完了について  
都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為

に関する工事は、完了した。

平成三十年三月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称 南都留郡山中湖村山中字見通道下千三十一番二の一部、千三十一番三の一部及び千三十二番一の一部並びに字出口道下千七十四番一の一部及び千七十六番三の一部並びに道の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 南都留郡忍野村忍草字古馬場三千五百八十番地 ファナック株式会社 代表取締役副社長 経営統括本部長 権田与志広

## 教育委員会

### 山梨県教育委員会規則第二号

山梨県学校職員給料支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月二十九日

山梨県教育委員会

教育長 守 屋 守

山梨県学校職員給料支給規則の一部を改正する規則

山梨県学校職員給料支給規則（昭和二十八年山梨県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「場合」の下に「（無給休暇の期間が一日の勤務時間の一部である場合を除く。）」を加える。

### 附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

## 人事委員会

### 山梨県人事委員会規則第四号

人事記録に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月二十九日

山梨県人事委員会

委員長 信 田 恵 三

人事記録に関する規則の一部を改正する規則

人事記録に関する規則（昭和二十八年山梨県人事委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

別表第一25の項中「職員に無給休暇」の下に「（休暇の期間が一週間の勤務時間の一部であるものを除く。）」を加え、同表26の項中「無給休暇中の職員」の下に「（休暇の期間が一週間の勤務時間の一部である職員を除く。）」を加える。

### 附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

### 山梨県人事委員会規則第五号

山梨県職員の留学費用の償還に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月二十九日

山梨県人事委員会

委員長 信 田 恵 三

山梨県職員の留学費用の償還に関する規則の一部を改正する規則

山梨県職員の留学費用の償還に関する規則（平成十九年山梨県人事委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第四条第四号中「第五十五条」を「第八条第一項第五号」に改める。

### 附 則

この規則は、公布の日から施行する。

### 山梨県人事委員会規則第六号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月二十九日

山梨県人事委員会

委員長 信 田 恵 三

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和四十一年山梨県人事委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の部教育庁の項中「課長 室長」を「課長」に改め、「課長補佐（課長の事務を代決する権限を有する者に限る。）」を「課長補佐（課長の事務を代決する権限を有する者に限る。）」に改め、「教育監」を「教育監 文化振興監」に改め、同部教育機関の項中「副所長」を「所長 副所長」に改める。

### 附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

# 公安委員会

## 山梨県公安委員会規則第四号

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月二十九日

山梨県公安委員会

委員長 赤岡利行

山梨県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

山梨県道路交通法施行細則（昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第八条の二の表に次のように加える。

四十 主要地方道 葦崎昇仙峡線	山梨県葦崎市本町一丁目二、〇三六番二先から山梨県甲府市御岳町字上村二、三六八番四先まで
四十一 葦崎市道 （穂坂）三四号線	山梨県葦崎市穂坂町宮久保字三百水九七五番二先から山梨県葦崎市穂坂町宮久保字三百水八七一一番一先まで
四十二 葦崎市道 （穂坂）七九号線	山梨県葦崎市穂坂町宮久保字三百水八七一一番一先から山梨県葦崎市穂坂町宮久保字三百水七〇二番一先まで
四十三 主要地方道 道茅野北杜葦崎線	山梨県北杜市小淵沢町字上長谷沢四、〇四八番一先から山梨県葦崎市藤井町北下條字堂坂上二、一三九番先まで
四十四 主要地方道 道茅野北杜葦崎線	山梨県葦崎市水神二丁目五、〇六八番先から山梨県葦崎市本町一丁目二、〇三六番二先まで
四十五 甲府市道上阿原三号線	山梨県甲府市上阿原字整理地四四一番四先から山梨県甲府市上阿原字塚腰五八二番二先まで
四十六 甲府市道 里吉向線	山梨県甲府市上阿原字塚腰五八二番二先から山梨県甲府市朝氣二丁目七〇八番先まで
四十七 甲府市道 三吉朝氣線	山梨県甲府市朝氣二丁目七〇八番先から山梨県甲府市朝氣一丁目七二四番一先まで

四十八 主要地方道 甲府笛吹線	山梨県甲府市太田町二五三番先から山梨県笛吹市八代町南字養老子八三九番二先まで
四十九 主要地方道 甲府市川三郷線	山梨県甲府市中央一丁目四番先から山梨県西八代郡市川三郷町市川大門字八乙女一、八〇一番二先まで
五十 主要地方道 甲府市川三郷線	山梨県甲府市国母七丁目一、〇〇〇番一先から山梨県中央市白井阿原字村西一、五二二番五先まで

### 附則

- 1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。  
（施行期日）
- 2 この規則の施行日前にこの規則による改正後の山梨県道路交通法施行細則（以下「新細則」という。）第八条の二の表に掲げる道路を通行した自動車についての新細則の適用については、なお従前の例による。

### 山梨県公安委員会規則第五号

山梨県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月二十九日

山梨県公安委員会

委員長 赤岡利行

山梨県警察国有物品管理規則の一部を改正する規則

山梨県警察国有物品管理規則（昭和三十九年山梨県公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項及び第四条第三項中「不在の」を「一週間以上引き続いてその職務を行うことができない」に改める。

第九条を次のように改める。

（供用不適品の処理）

第九条 物品出納員は、その保管中の物品のうち供用の必要がないと認めるもの又は供用することができないと認めるものがあるときは、供用不適品等報告書（第三号様式）により本部長に報告するものとする。

2 本部長は、前項の規定により報告を受けたときは、速やかに物品返還書（第四号様式）により本部長に報告するものとする。



式)により物品管理官に返還しなければならない。

3 物品出納員又は物品供用員(以下「物品出納員等」という。)は、修繕又は改造を要する物品があると認められるときは、物品修繕(改造)書(第五号様式)により本部長に報告しなければならない。ただし、軽微な修理については、これを省略することができる。

4 本部長は、前項の規定により報告を受けたときは、速やかに府令第十条に規定する措置を講ずるものとする。

第十条第一項中「第五号様式」を「第六号様式」に、同条第二項中「物品供用書により命ずるものとする」を「命じなければならない」に改め、同条に次の一項を加える。

3 本部長は、前項の規定により供用のための物品の払出し及び受領を命じようとするときは、第一項に規定する物品供用書により行うものとする。

第十一条第二項中「第六号様式」を「第七号様式」に改め、同条第三項を削る。

第十八条を削り、第十七条中「点検し、国有物品点検実施結果表(第十一号様式)を作成しなければならない」を「点検をしなければならない」に改め、同条に次の一項を加える。

2 物品供用員は、前項に規定する点検を実施したときは、国有物品点検実施結果報告書(第十二号様式)により本部長に報告するものとする。

第十七条を第十八条とし、第十六条中「第十号様式」を「第十一号様式」に改め、同条を第十七条とし、第十五条を第十六条とし、第十四条第一項中「第九号様式」を「第十号様式」に改め、同条に次の一項を加える。

3 第一項の報告のうち、損傷に係る報告をしたときは、第九条第三項に規定する報告を第一項の報告をもって行うこととし、これを省略することができる。

第十四条を第十五条とし、第十三条第一項中「第八号様式」を「第九号様式」に改め、同条を第十四条とし、第十二条の次に次の一条を加える。

(返納)

第十三条 物品供用員は、その供用中の物品のうち、使用の必要がないと認めるもの又は使用することができないと認めるものがあるときは、物品返納書(第八号様式)により本部長に報告するものとする。

2 本部長は必要があると認めるときは、物品供用員に対し物品の返納を、物品出納員に対し物品の受領を命じようとするときは、前項の物品返納書により行うものとする。

第十二条を次のように改める。

(返戻)

第十二条 使用職員は、供用を受けた物品を使用する必要がなくなったとき又は使用する

ることができないと認めるときは、速やかに物品供用員に返戻しなければならない。

第十九条中「及び第十四号様式」を「から第十六号様式まで」に、「第十五号様式及び第十六号様式」を「第十七号様式及び第十八号様式」に改め、「備え」の下に「、それぞれの職務に応じ」を加える。

第二十条中「あつた」を「あつた」に、「もつて」を「もつて」に、「第十七号様式」を「第十九号様式」に改め、同条を第二十一条とし、第十九条の次に次の一条を加える。

(物品の異動の整理区分)

第二十条 前条に規定する物品の異動は、物品出納員及び物品供用員ごとに、それぞれ別表第三及び別表第四に規定するところにより区分して整理しなければならない。別表第一を次のように改める。

別表第1（第2条の2関係）

管理機関	代行機関	事務の範囲
本部長	総務室会計課長	<ol style="list-style-type: none"><li>1 山梨県警察に属する物品の管理に関する事務のうち、物品出納員又は物品供用員に対する払出し及び受領命令に関すること。</li><li>2 山梨県警察に属する物品の管理に関する事務のうち、物品供用員に対する返納命令に関すること。</li><li>3 山梨県警察に属する物品の管理に関する事務のうち、物品供用員に対する供用換えのための引渡し及び受領命令に関すること。</li><li>4 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第99条第7号に該当する契約に係る物品の修繕又は改造に関すること。ただし、重要物品に係るものを除く。</li><li>5 物品管理官に対する物品の返還に関すること。ただし、重要物品に係るものを除く。</li><li>6 情報通信部長が管理する通信物品に係る警察法（昭和29年法律第162号）第78条第1項に係る無償使用申請に関すること。ただし、重要物品に係るものを除く。</li><li>7 情報通信部長が管理する通信物品に係る情報通信部長に対する受領、異動及び返還の通知に関すること。ただし、重要物品に係るものを除く。</li></ol>

別表第二の次に次の二表を加える。

別表第3（第20条関係）

区分	区分に該当する場合
1 無償使用	物品管理官から無償使用した場合
2 供用	物品を物品供用員に供用する場合
3 供用換	物品の供用を他の物品供用員に移す場合
4 返納	物品を物品供用員から返納させる場合
5 返還	無償使用している物品を物品管理官に返還する場合
6 亡失	物品の亡失について整理する場合
7 雑件	物品について前各号のいずれにも該当しない異動がある場合

別表第4（第20条関係）

区分	区分に該当する場合
1 受領	物品を物品出納員から受領する場合
2 供用	物品を使用職員に供用する場合
3 返納	物品を物品出納員に返納する場合
4 返戻	物品を使用職員から返戻させる場合
5 亡失	物品の亡失について整理する場合
6 雑件	物品について前各号のいずれにも該当しない異動がある場合

第二号様式から第十六号様式までを次のように改める。

第2号様式（第8条関係）

第                    号 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">年        月        日</div>					
本部長	物品出納員				係
	物品供用員				所属名
物 品 保 管 委 託 書 次のとおり保管委託をしてよろしいか。					
分 類            II			細 分            類		
品 目	規 格	数 量	保 管 委 託 先		
			1 所在地  2 保管委託先		
保管委託期間	自	年	月	日	保管委 託理由
	至	年	月	日	
保管委託条件					
物 品 出 納 簿 登 記 済			物 品 供 用 簿 登 記 済		
年	月	日	(印)	年	月      日      (印)

備考 決裁欄は適宜変更することができる。

第3号様式（第9条関係）

第		号		年 月 日	
本部長	物品出納員				係
供用不適品等報告書 次のとおり供用不適品等を報告する。 返還してよろしいか。 返還を命ずる。					
分類Ⅱ			細分類		
品目	規格	数量	摘要		
返還理由					
物品の現況					

備考 決裁欄は適宜変更することができる。

第 4 号様式（第 9 条関係）

年 月 日				
第	号			
物品管理官 山梨県警察本部長 殿				
山梨県警察本部長				
物 品 返 還 書				
次のとおり物品を返還します。				
分類Ⅱ	細分類	品 目	数 量	備 考
返還理由				
物 品 管 理 簿 登 記 済			物 品 出 納 簿 登 記 済	
年 月 日	(印)	年 月 日	(印)	



第5号様式（第9条関係）

第 号		年 月 日			
本部長	物品出納員				係
	物品供用員				所属名
<p>物品修繕（改造）書</p> <p>次のとおり修繕（改造）を報告する。 してよろしいか。 要する。</p>					
分類 II			細分類		
品目	規格	数量	所要時間	摘要	
修繕（改造）理由			修繕（改造） 条件		
修繕（改造）内容					
物品出納簿登記済			物品供用簿登記済		
年 月 日	(印)	年 月 日		(印)	

備考 決裁欄は適宜変更することができる。

第6号様式（第10条関係）

第 号 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">年 月 日</div>					
本部長	物品出納員				係
	物品供用員				所 属 名
物 品 供 用 書 請求する。 次のとおり供用を してよろしいか。 命ずる。					
分 類 II			細 分 類		
品 目	規 格	数 量	摘 要		
供用目的					
物品出納簿登記済		物品供用簿登記済		領 収 印	
年 月 日	(印)	年 月 日	(印)		

備考 決裁欄は適宜変更することができる。



第 8 号様式 (第 1 3 条関係)

第 号		年 月 日			
本 部 長	物品出納員				係
	物品供用員				所 属 名
物 品 返 納 書 報告する。 次のとおり返納を してよろしいか。 命ずる。					
分 類 II			細 分 類		
品 目	規 格	数 量	摘 要		
返納理由					
物品の現況					
物 品 出 納 簿 登 記 済			物 品 供 用 簿 登 記 済		
年 月 日	(印)	年 月 日	(印)		

備考 決裁欄は適宜変更することができる。

第9号様式（第14条関係）

第		号		年		月		日	
本部長	物品出納員					係			
	物品供用員					所属名		受	
	物品供用員					所属名		払	

物品供用換書

次のとおり供用換を命ずる。

分類Ⅱ			細分類	
品目	規格	数量	摘要	

供用換の理由

物品出納簿登記済			物品供用簿登記済					
年	月	日	⑩	受	年	月	日	⑩
				払	年	月	日	⑩

備考 決裁欄は適宜変更することができる。

第10号様式（第15条関係）

年 月 日

山梨県警察本部長

官職 氏 名 殿

物品供用員

官職 氏 名 殿

課（署）

物品供用員

官職 氏 名 印

使用職員

官職 氏 名 印

使用物品亡失（損傷）報告書

次のとおり物品の亡失（損傷）をしたから報告する。

分類Ⅱ		細分類	
品目	数量	亡失(損傷)年月日	
亡失(損傷)理由			
亡失(損傷)発見後の処理状況	亡失(損傷)当時における物品の保管状況	その他参考事項	

第11号様式（第17条関係）

第	号	年	月	日		
山梨県警察本部長						
官職	氏	名	殿			
		検査員	官職	氏	名	印
		立会人	官職	氏	名	印
検 査 書						
山梨県警察国有物品管理規則第16条の規定により次の者につき検査したところ、						
物品管理をしているものと認める。						
課（署）						
物品管理職員						
官 職 氏 名						
管理期間	自	年	月	日		
	至	年	月	日		

備考 交替の場合には、前任者の官職氏名及びその管理期間を明示すること。

年 月 日

国有物品点検結果報告書

山梨県警察本部長

官職 氏 名 殿

物品供用員

(職名)

(階級、氏名)

印

国有物品の点検を下記のとおり実施したので報告します。

記

1 実施日

年 月 日 ( ) ~ 年 月 日 ( )

2 点検者

(官職、氏名)

印

(官職、氏名)

印

3 品目

点検数量 以下 点

(物品供用簿上の数量 以下 点)

4 亡失の有無

有 無

5 次回点検予定時期

年 月 日









第十七号様式を第十九号様式とし同様式の前に次の二様式を加える。

第17号様式（第19条関係）

物品供用簿（重要物品・備品）

分類Ⅱ

細分類

品目

(単位)

年 月 日	摘 要	異動数量		現 在 高			備 考
		増	減	供 用	保 管	計	

備考 物品の分類及び細分類並びに品目別に別葉とする。

第18号様式（第19条関係）

物品供用簿（消耗品）

分類Ⅱ

品目 (単位)

月	年 日	摘 要	増	減	受領印	現在高	備 考

備考 物品の分類及び品目別に別葉とする。

第19号様式（第21条関係）

引 継 書	年 月 日作成
物品出納（供用）簿	冊
物品出納（供用）関係書類	
名 称	冊
〃	冊
〃	冊
上記帳簿類及び帳簿記載の物品を引継ぎする。	
	年 月 日
前任物品出納（供用）員	
官職	氏 名 ㊟
後任物品出納（供用）員	
官職	氏 名 ㊟

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

山梨県公安委員会規則第六号

山梨県銃砲刀剣類所持等取締法第四条の三第二項及び第十二条の三の診断を行う医師の指定に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月二十九日

山梨県公安委員会

委員長 赤 岡 利 行

山梨県銃砲刀剣類所持等取締法第四条の三第二項及び第十二条の三の診断を行う医師の指定に関する規則の一部を改正する規則

山梨県銃砲刀剣類所持等取締法第四条の三第二項及び第十二条の三の診断を行う医師の指定に関する規則（平成二十一年山梨県公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第一条第一項の表及び第二項の表中「第八条第十六項」を「第五条の二第一項」に改める。

附 則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番